

国土交通省行政文書管理規則の一部改正案について(概要)

資料2-1

令和4年11月
内閣府大臣官房公文書管理課

公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第10条第3項に基づき、国土交通大臣から内閣総理大臣に対し、国土交通省行政文書管理規則の変更について協議があったため、同法第29条第2号に基づき、諮問するもの。

- 別表第2(保存期間満了時の措置の設定基準)の統計調査に関する事項について、移管を行う文書の範囲を整理

改正後: 以下について移管

- ・ 基幹統計調査の承認申請に関する文書
- ・ 基幹統計調査の要領等の制定又は改廃に関する文書
- ・ 一般統計調査の承認申請に関する文書
- ・ 一般統計調査の要領等の制定又は改廃に関する文書
- ・ 統計の集計結果に関する文書

【参考】行政文書の管理に関するガイドライン 別表第2

- ② 以下の左欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

事項	歴史公文書の具体例
統計調査	・ 基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書 ・ 一般統計調査の調査報告書

<参照条文>公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) 抄

(行政文書管理規則)

第十条 行政機関の長は、行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め(以下「行政文書管理規則」という。)を設けなければならない。

2 (略)

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(委員会への諮問)

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十条第三項、第二十五条又は第二十七条第三項の規定による同意をしようとするとき。

府 公 第 249 号
令和 4 年 11 月 9 日

公文書管理委員会
委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第29条第2号の規定に基づき、国土交通省行政文書管理規則案について、別紙のとおり諮問します。